宇陀市告示第120号

宇陀市中速中型自動配送ロボット実装共創会議設置要綱を次のように定める。

令和７年９月１日

宇陀市長　金　剛　一　智

宇陀市中速中型自動配送ロボット実装共創会議設置要綱

（設置・趣旨）

第１条　中速中型自動配送ロボットの国内における社会実装を目指し、宇陀市を実証フィールドとして、多様な主体が対話と協働を通じてアイデアを出し合い、制度の活用、技術的・運用的検証、ユースケース・サービスモデルの創出及び実証実験の推進について検討することを目的とし、「中速中型自動配送ロボット実装共創会議」（以下、「本会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　本会議では、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

⑴　制度の活用（規制のサンドボックス、新事業特例制度等）に関する事項

⑵　技術的・運用的要件に関する事項

⑶　ユースケース・サービスモデルに関する事項

⑷　実証に関する事項

⑸　実証後の展開見通し及び波及効果に関する事項

⑹　その他本事業の推進に必要な事項

（会員）

第３条　本会議の会員は、本会議の趣旨に賛同し、連携・協力を希望する企業、団体、大学、研究機関、自治体等とする。

２　会員は随時加入を認めるものとし、加入を希望する企業等は事務局へ申請するものとする。

３　加入の可否は、申請内容を踏まえ、本会議の目的に照らして事務局が適切に判断し、必要に応じて既存会員と協議のうえ決定する。

４　会員は、任意に退会することができる。退会を希望する場合は、事務局にその旨を届け出るものとする。

（運営）

第４条　会議の招集及び進行は、事務局が行うものとする。

２　必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

３　会員は、代理者を出席させることができる。

（事務局）

第５条　本会議の事務局は、宇陀市政策推進部政策推進課に置く。

２　事務局は、会議の招集、議事録の作成、会員のとりまとめ、関係機関との

調整等、運営に必要な業務を担う。

（守秘義務）

第６条　会員は、本会議を通じて知り得た秘密について、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。本会議を退会した後も同様とする。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、事務局と会員の協議により定めるものとする。

附　則

（施行日）

この告示は、告示の日より施行する。